海老名市立海老名小学校いじめ防止基本方針　　R8.4.1

1　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめ防止対策推進法の施行に伴い平成２５年度から以下のとおり定義されています。
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってはいけません。

（学校及び職員の責務）

海老名市「ひびきあう教育」の理念の元、作成された「いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針」に基づき、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2　いじめの防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取組

・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めます。児童一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導を行います。
・いじめを許さない学校づくりを進めるため、毎年、年度初めに「海老名市立海老名小学校いじめ防止基本方針」を全職員で確認します。

（２）いじめの早期発見、早期解決のための取組

・いじめの兆候をいち早くつかみ、実態把握に努めます。
・毎学期、児童に対し、学校生活に関するアンケート調査を実施し、調査結果を全教職員で情報を共有します。
・いじめに係る相談を受けた場合には　すみやかに事実の確認をします。
・いじめが疑われるような事態を確認した場合、速やかに保護者に連絡を入れ、その後の調査の進捗状況等も詳しく伝えていきます。
・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を積極的かつ継続的に行います。
・いじめの当事者間の争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、海老名市教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

（３）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3　いじめ対策のための校内会議の設置

（１）「いじめ防止対応全体会」

いじめ防止等の取組内容の検討といじめの情報収集を行うため、「いじめ対応全体会」を設置し学期に１回程度開催します。
【全体会の構成】全教職員

（２）「いじめ対応校内委員会」

いじめ事案が起こってしまった際のいじめ事案の報告と対応検討及び方針決定を行うため、「いじめ対応校内委員会」を設置します。
【委員会の構成】校長、教頭、教務、担任、学年の担当、教育支援コーディネーター、海老名市教育委員会担当者

4　重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、海老名市教育委員会を通じて市長へ報告し、海老名市教育委員会と協議の上、上記３（２）「いじめ対応校内委員会」を緊急対応チーム「いじめ防止対策委員会」として機能させ、迅速に調査に着手します。

（１）「いじめ防止対策委員会【重大事態への対処時】」の構成

※構成員については、通常時の構成メンバーに加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性･中立性を確保するよう努めます。
※事案内容により構成員については海老名市教育委員会と検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

・発生した重大事態に関する調査
・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での説明
・海老名市教育委員会への調査結果報告
※調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5　その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめを防止するための取組」を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。